

シェアリングレター

—「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています—

< 編集発行 >

公認会計士 林 光 行 事務所
 税 理 士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットヒル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
<http://www.share.gr.jp/>

第61号

2021年4月

生生流転

所長 林 光 行

世界的写真フィルムメーカーだったコダック。1975年に世界初のデジタルカメラを開発した技術も有しながら、2000年頃からの需要急減に対してフィルムに執着。2012年に倒産。他方の富士フィルム。自社技術を深堀して医療分野に転進。株価総額は約2倍に。

『鏡の国のアリス』の赤の女王は、「その場にとどまるためには、全力で走り続けなければならない」と言います。生存競争に生き残るには変化し続ける必要があることの譬えだそうです。確かに、変化する環境に如何に適合(変化)するかは避けられない課題です。

企業も、人間も、同じです。変化を恐れて内に籠って(こも)いては、本当に生きることはできません。特に今、コロナ収束後に訪れる環境変化に対し、何を守り、何を变えるのか。その手段、手順は? 沈思し、準備する絶好の機会ではないでしょうか。

変化の方向は、目先の利益や「勝ち負け」ではなく、「自事業(私)は、この世に何を創り出せるのか」を目指したいと思います。自社が創出できる価値は何か? それが、世界と、互いに「ありがとう!」と言える関係を生み出すのではないかと思います。

では、当林事務所は? テレワーク等々の単なる技術的改良でなく、何が基本的課題なのか? そして、「私の事業は一体何なのか?」と自問したとき、某先生の「他者の人生に立ち会(た)うのが私らの仕事ですよ」とのお言葉が鮮烈に思い出されます。

関与先様の経営者、従業員と共に悩み、解決を探り、成果を共に喜び合える仕事。それが私の仕事です。知識の切り売りや事務代行はむしろ付随業務。だとすると、そのような仕事として事務所の業務をどのように再構築するのか。それが、現下の最大課題だと思ひ至ります。また自身の年齢(よわい)72歳からして、喫緊の課題として取り組むべきことも多くあります。

さらに、お笑いになるかもしれませんが、私的には、この世界を、人間を、もっと深く識り、物の見方、考え方を学び直したいと願っています。

絶えることのない川の流(なが)れは、水の流転(りゅうてん)に支えられています。そして、私も小さな川です。流れてある限り、氣を漲(みなぎ)らせ、血を滾(たぎ)らせ、心身の奥底から再生を繰り返しつつ、やがて穏やかな清流となって、大河に合流したい。それが、今の、私の願いです。

~ CONTENTS ~

5月 - 9月の 税 務

○ 交流 第52回 スプレッド	2
○ KS経営研究会「選択と決断」～瀧川清統さん	4
○ 税制トピックス～電子帳簿保存法の改正	6
○ 支援金・補助金制度	7
○ 国保の仕組み	8
○ 労務トピックス～高齢者雇用安定法	9
○ 寄稿～新型コロナ「被災者」支援取組み	10
○ 社福トピックス	11
○ 寄稿～「混迷するイラク」	12
○ ひとりひとりと「藤本先生、突撃訪問!」	14
○ 寄稿～「脳性マヒと不妊手術」	16
○ 寄稿～「車椅子アメフト体験記」	17
○ 寄稿～「人生100年時代の生き方改革」	18
○ 寄稿～「あれから10年 3.11」	19
○ この1年あったこと思ったこと	20
○ 読者の皆様からのお便り	22
○ 初! 林事務所主催オンラインセミナー	23

5月10日	4月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)期限
5月31日	3月決算法人の確定申告期限
6月30日	4月決算法人の確定申告期限
7月12日	6月分及び年2回払の源泉所得税の納付期限 (納期の特例の場合1～6月分)
	社会保険報酬月額算定基礎届提出期限
	労働保険料の年度更新期限
15日	所得税予定納税額の減額申請期限
8月 2日	5月決算法人の確定申告期限
8月31日	6月決算法人の確定申告期限
	個人事業者の2年分消費税の中間申告期限
9月30日	7月決算法人の確定申告期限

第52回

交流

Spread Inc.

THE GROUND depot.



今回は、大阪・南堀江でメンズファッションを中心としたセレクトショップ「グラウンドデポ」を経営されている株式会社スプレッドの飯田祐士社長（43歳）を訪ねました。飯田様は、2005年に心斎橋アメリカ村に第一号店をオープンし、2016年の秋にはKS経営研究会で事例を発表され、その記事を弊誌に掲載させて頂きました。コロナ禍のなか不況が伝えられるアパレル業界にあって、どのようにこの危機を乗り越えようとしているのか、お話しを伺いました。（税理士・中小企業診断士 前田 有太可、河崎 千恵子）

–2016年にお会いしたときは、ここ「グラウンドデポ」の開店直前でしたが、「グラウンドデポ」と名付けられた経緯は？

直訳すると、“その土地の倉庫”という意味です。スタッフとも話して、“地元で愛される何でも屋”という意味合いを込めて名付けました。

–この店の狙いは何だったのでしょうか？

これまで何店かあった小店舗を統合して大きいお店にして、自分たちが今までやってきた形がどこまで通用するのか挑戦したかったのです。私たちは、これまでスタッフが一人という小店舗だからこそできる普通では考えられないほどのお客様との密な関係、『超顧客商売』を築いてきました。なぜ密にならないといけないかという、お客様の人数が少ない分、信頼関係を作らないといけないという事情があったのです。ここ「グラウンドデポ」では、一見の方と‘超顧客’とのバランスをどう取るか？ 新たなサービスやイベントを考える必要がありました。

–新たなサービスやイベントとは？

お取引先様との企画や色々な場面での出会いから発展していった企画を、店舗2F部分で不定期ではありますが開催しております。イベントは取り扱いブランド様の特別なPOPUP（期間限定ショップ）はもちろん、メンズ・レディースの古着、海外のインテリア雑貨、植物、写真展、野菜・お米など食品販売、ブランドPRなど普通の業態では、やらないことを積極的に取り入れています。今後も楽しい企画を日々考えています。

–ところでコロナ禍の影響は？

インバウンド人気も、もう隔世の感がありますね。一昨年の11月、12月に売上がすごく上がっていて、2025年の万博もあるし、もう安泰という気持ちでした。あとこのエリアが外国人に有名になってくることを

見越して、語学堪能なスタッフも入れました。しかも、仕入を過去最高に増やしたのですよ。そして昨年1月ですね、インバウンドが激減。あ、来た一みたいな。めちゃめちゃ在庫積んでたんです。開業1年目と、お店のことが分かっていない時のお金の減り方や先が見えないという状態とも似ていると思いました。

資金はまだあったのですが、林光行先生からの（関与先向け）メール文中の「赤字になると驚くスピードで減っていく資金」等の言葉に再考しました。資金難になると借入ができなくなる可能性も出る。壁（厳しい現状）にドリル（資金）で穴を開け、光（未来）を見たくても、肝心のドリルがなく、「お先真っ暗」になる。スタッフの雇用もままならず、大切に育て上げてきたわが分身たちが辞め、経営者としての鎧がどんどん剥がされていくことを想像すると非常に怖いと思いました。情勢を考えて4月から1か月休業を決め、雇用調整助成金も使ってスタッフの雇用は守りました。

–インバウンドは低調なままですが、その後どのように？

日本人が戻ってきて、スタッフがしっかりと対応したこと、新たに委託販売を受けた一店舗が好調なこと、そして、遅まきながら、今年からオンライン販売を稼働させました。オンライン開始にはすごい葛藤がありました。お店の‘超顧客’を大事にできるのかと。

–その葛藤はどう解決されたのですか？

やらない限り進まない。自分のこだわりを捨てる。捨てたことによって見えてくることに気づきました。オンラインのスピード感とか、売れ筋は店とは違っていたとか。オンラインで数字を取ることで、逆にお店の売り上げを作るプレッシャーを減らし、またいつもの楽しい環境の中で仕事ができるようになったこと。そして、これまで扱ってこなかった別のブランドを取

り込む時間ができたこと。オンラインの売り上げは現在全体の30~40%ぐらいです。

—スタッフの方の教育はどのように？

僕は現場の力が全てだと思っています。僕はスタッフに新しい道を見せてあげたいと思っていて、それを柱としてやっている。新しい道というのは会社の次の展開とか、知らないことを教えることもそうです。逆に知らないことは教えてもらう。みんなそれぞれ好きなものが違うので、感性が大事です。流行りに乗っかる部分と乗っからない部分の両方が大事です。

そして、常に近い距離感で話をし、困った時にはすぐに手を差し伸べる距離でいたいと思っています。うちは過保護なんですね(笑)。スタッフとよくご飯に行きます。そういった時間を大事にしています。この1年コロナで出来ていませんけど。

あと僕はスタッフにあまり売上のこと言わないんです。売上目標は自分たちで考えてもらいます。それより新しいことに取り組んで、こんな企画が面白いと思いますとかをどれだけ考えるかが大事だと思います。

—求人はどうされているのですか？

バイトから社員にとという人が多いですが、服が好きでお客様からスタッフになった子もいます。募集広告もしたんですけどあまり効果なかったですね。基本的に人づてで入ってきますので、さほど困っていません。

—よく海外に行かれるのですか？

旅しながら学んだり、少し仕入れをしています。私たちは和服を売っているのではなく、洋服を売っているわけで、もともと海外から来たものを身に着けています。洋服を扱っている以上、海外に行くことはいたって自然なことであり、たくさんアイデアを拾えるので楽しいです。これは以前働いていた会社の社長に教わりました。ここ最近はコロナで行くことはできませんが、アメリカとヨーロッパには毎年行っています。

—海外に行かれてどのような影響がありますか？

海外に行くと新しいものも古いものも問わず、建物を見たり、洋服屋に絞らず色々な店舗を見て回ります。そこで出会った物や雰囲気などからヒントを得て、アイデアに変え、日々頭の中にストックしています。海外のアンティーク家具も好きなので、その土地その土地でよく見ます。最近は国内外を問わずアンティークの家具を探していますね。

—ここ立花通りは、もともと家具の町ですね。

そうです。日本の家具も古いのが好きです。どの時代のも大量生産されたものより一つ一つ職人さんの手で作られたものが好きです。手仕事ならではの温かさや知恵そして時代背景があり、時が過ぎるとモノによっては希少価値が出てくる。洋服もまさにそれで、僕が高校時代(90年代)に80年代の古着を着てるとまだ新しく感じてたものが、今2020年代だと80年代の古着は40年前、モノも少なくなり、少しずつ希少価値が出てきていますね。当時、そんなお金はなかったですが、あのときに山ほど買っておけばよかった(笑)

—他にされたいことはありますか？

そのほかに、「街づくり」をしたいです。この街に入ったら楽しくて夕方になっちゃったとを感じるぐらい色々な店などが入った楽しい施設を作りたいです。あとストーリーがあって家族みんなが楽しんだ1日になるように設計したいですね。

—素敵ですね〜。そんな視点はどこから生まれるのですか？

他社と比べない。うちのうち、よそはよそなんです。これは親の教育によるものです。例えば、店でご飯食べてるときに他の席を見ちゃいけないかったり、友達を買ってもらってるなんて言っても友達の家でしょ、うちはなしはなし、我慢しなさいと徹底されていました。そのせいか、周りをあまり気にしないことが多いです。会社はまだ規模が小さいので、世の流れより自分達で作る流れを大切にしています。

—今後の方向性を教えてください

ビジネスと楽しさがちゃんと連動しているような環境づくりを考えています。自分たちが提案するライフスタイルに共感してもらえ、お客様の生活の一部になればいいと思います。“夢を語れ”というのは幸先生の教えです。5年後の事業やスケール感などをみなさんに伝えていくのは僕しかできない役割だと思っています。



THE GROUND depot.

550-0015 大阪府大阪市西区南堀江 1-15-5

<https://thegrounddepot.com/>


Key for Success 第36回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」(講師林光行・幸)修了生で構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。



今回は、寺前会長主導のもと、完全オンラインで開催されました。2回目の発表となるタッキーこと瀧川清統(17期)さんの発表です。前回(2007年)は「ウエルシア」とそれを取り巻く医薬業界について、今回は「選択と決断、その結果～今後の夢」と題し、ご自身の半生をじっくり語って頂きました(文中「株式会社」は一部省略しています)。

◆ 選択と決断その1～大学進学

1962年兵庫県尼崎生まれ。姉2人を持つ末っ子の長男です。幼少期は、両親が経営していたタキヤ薬局の2階で暮らしていました。神経質で幼稚園を登園拒否するような子供で、小学校2年生で初恋、その子を卒業まで秘かに思い続けましたが、声をかけることもなく何もありませんでした(笑)。中学・高校も男子校で女性には縁のない日々を送りました。

父は、医師志望でしたが、家業を継ぐため薬剤師になったので、子供たちには医師になってほしいとの強い期待があり、実際、姉2人は既に医学部に進学していました。母方の祖父から両親の会社を継ぐ為に経営学部に入学を勧められましたが、両親から跡を継がなくてよいと言われ、**医学部への進学を決断**しました。

◆ 選択と決断その2～ 医師免許取得後、仕事は？

大学時代は、それまでと打って変わって青春を謳歌、バレーボール部に入り、ボランティアサークルの会長も務めました(奥様のかよちゃんにも出会いました—編集部)。当時、父は以前から患っていた心筋梗塞が悪化、認知機能低下も顕著に。一人で経営を背負っていた母もC型肝炎が判明、私が大学卒業前には肝硬変になっていました。現在、C型肝炎は内服で治癒できる病気ですが、当時はインターフェロンによる治療しかなく、しかも効果がないことが多い病気でした。肝硬変に進行してしまうと、数年のうちに高確率で肝細胞癌になり、死に至ります。このままでは両親ともに5年程度しか生きられないのでは？その後の会社はどうなっていくのか？と考える様になりました。当時タキヤ商事(タキヤ薬局)は90店舗になっており、後継者もおられません。私は、医師免許を取得しましたが、入社し**経営に関わっていくことを決断**しました。1993年4月のことです。

◆ 選択と決断その3～ 資本・業務提携

入社後、経営状態は徐々に悪化していき、入社2年目の1995年の阪神大震災では全店舗の1割の10店舗が全壊半壊状態で閉店を余儀なくされました。

1996年、母はとうとう肝細胞癌になり、それでも手術後は以前と同じように働き出し、1998年には肝細胞癌が多発、毎週土曜日に肝動脈塞栓手術、日曜日退院、月曜日から通常どおり仕事という、まさに命がけで仕事をし続けました。私は見守るしかなく、またそのことは全て秘密でした。トップが病気だと取引先には「会社が危ない」と思われ、銀行は貸付金回収に動くので、トップが元気であるというのが何より大切だったのです。その母も1998年12月に亡くなりました。

代表取締役社長に就任したのは父が亡くなった直後の2000年1月でした。当時、借入金は24億円ありましたが、簿価15億円の土地は時価が4億円に下がっていました。借入金の枠内では資金が回らず、簡易保険を切り崩し、商品代金支払い前に商品を返品し、支払いを減少させてなんとか凌いでいました。この状態を開閉すべく、1997年頃から、M&A会社や証券会社等々に接触を始めていました。ニプロ、オークワ、マツモトキヨシとの資本業務提携等の案件がありましたが、**ナショナルチェーン構想をもつジャスコ(株)(現イオン)との資本・業務提携を目指すことを決断**しました。従業員と共に全国チェーンという夢を見たかったのです。

2001年8月ジャスコ(株)の子会社ドラックス(株)を吸収合併し、タキヤ株式会社になりました。

合併による産みの苦しみ【組織風土の違い】に戸惑い、厳しい現実と向き合うことになりました。

タキヤでは「真心こめたサービス(対面での丁寧な接客)」が売りで、仕入等店舗運営は店長に権限がありましたが、ジャスコではチェーンストア理論に基づく

集中化、標準化により、仕入れ権限は本部に移り、各店舗は全て本部からの指示に従うことになっていました。

ドラッグス合併後、新規大型店出店の一方、小型店を閉鎖し、収益の改善を図りました。2006年5月、会社更生法を適用されたヤオハン・マイカルを再生させたことを馳せたN氏が代表取締役会長に就任しました。彼からの厳しい指示内容に悩む日々が長く続きました。

その後、2010年5月、コンドウ薬局を吸収合併し、2015年3月ウエルシアHDの完全子会社となり、同年12月にグループ会社のウエルシア薬局と合併しました。1920年に祖父創業のタキヤは無くなりましたが、日本一のドラッグストアになり、従業員も合併で新しい環境となりましたが徐々に慣れていきました。

◆ 選択と決断その4～ ウエルシア薬局との合併後

2015年5月ウエルシア薬局取締役会長補佐就任を機に仕事の拠点を東京に移し、3年間、ウエルカフェ事業に邁進することになりました。2025年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）になり、認知症や高度な介護が必要になる高齢者が増加すると考えられます。その方々が、住み慣れた地域で自分らしく最後まで生活できるように「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供されるシステム＝『地域包括ケアシステム』の実現を国は地域に働きかけています。ウエルシアは、ドラッグストア・調剤・介護の面で大きな役割を果たすことになり、私は同年から新規事業

のウエルカフェ事業に取り組むことを決断。



ウエルカフェはウエルシア薬局内に地域住民の休憩の場・井戸端会議の場を設ける取り組みです。認知症カフェや介護予防体操教室、健康相談、管理栄養士による栄養指導等を開催し、3年間に148店舗にできました。

◆ 選択と決断その5～ ドラッグストア経営から医師へ

この間、非常に貴重だったのは、各地の地域包括センター等を回り、東京大学大学院研究科の牧野教授や下山教授など多くの方との出会いです。また、地域医療で限界を痛感したのは、精神的な悩みの解決の場が少なく、NPO法人が一部活躍しているが、精神科医の働きがあまり見えず、地域医療に医師として何か新しい取り組みができないかとの思いが強くなってきました。

2018年5月ウエルシア薬局を任期満了で退職し、精神科医になることを決断し、2019年1月に近畿大学病院精神神経科に入局しました。

現在の勤務内容は、大学病院での入院診療、外来診療以外に、リエゾン(他科からのコンサルテーション)や泉南市のS病院に外勤しています。リエゾンの内容は、多い症例順に ①せん妄 ②自殺企図 ③精神疾患です。昨年の10、11月は、自殺未遂で救急車で運ばれた患者さんが十数人(8割は女性)おられ、寄り添いながら話を聞きました。またS病院では認知症治療に携わっています。S病院は、泉南市行政と包括支援センターとのチームを作り、認知症初期の方のフォローをしています。将来は、行政、ウエルシア薬局と共に地域医療を進める体制づくりをしていきたいと思っています。

◆ そして、今後の夢



ウエルカフェを立ち上げ地域医療に関わってきた者として、近い将来、精神神経科医として自立し、地域包括ケアシステムの中で薬局、医療を結びつけるビジネスモデルを構築するのが夢です。

特に、引きこもり(背景には発達障害・精神疾患・認知症が考えられます)の方々とその家族は、社会とのつながりが薄く孤独になりがちで、地域包括ケアシステムからこぼれ落ちることが多いのが現状です。何とかしたいがどうにもできない八方ふさがり状態の方々が多くいらっしゃることをウエルカフェに関わり、また、精神科医としての仕事を通して実感しています。

そんな方々に寄り添っていきける何かを構築していきたいのです。その為にも、医師としての知識や経験を深めようと、精進する努力を続けています。

◆ 目標を持って決断すれば思いは叶えられる

2008年の頃、「自分の決断が間違っていたのではないか」「会社も辞めてしまおうか」との思いもありました。でも、その11月にANAセミナーを受講して、「私は自分の選んだ道を感謝して行動しよう!」と思いました。ただ、その時には、心底からはそうは思えてなかったんですが、今では、自分は「選択し決断して思いを実現している」んだと、心から思っています。辛い苦しいことも、目標を持つことで自分の糧になり、必ず自分の思いは叶えられます。



♡ タッキーの人生の分岐点での決断力、今後の展望への努力に、まぶしいくらい力強さを感じました。また、リモートによる開催で、みんなの顔や近況・思いを語り合う事ができ、貴重な時間を過ごすことができました。ありがとうございました。
(22期かよちゃん/瀧川華代)

税制トピックス

令和3年度税制改正では、事業者のみならず個人にも影響がある、電子帳簿保存法の改正と税務書類への押印義務見直しについて取り上げます。

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた企業の投資を促進する制度の創設や、個人の住宅ローン控除特例の延長等が行われますが、本稿では、事業者のみならず個人にも影響がある、電子帳簿保存法の改正と税務書類への押印義務見直しについて取り上げます。
(税理士・CFP 小林 匠)

◇ ◆ ◆ ◆ 電子帳簿保存法の改正 ◆ ◆ ◆ ◆ ◇

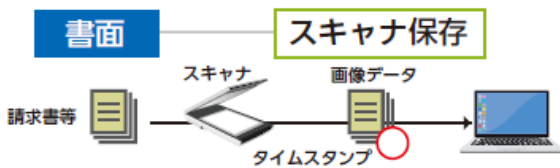
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理電子化による生産性向上、テレワーク推進、クラウド会計ソフトの活用等の観点から、令和3年度税制改正で電子帳簿保存法の手続等が簡素化され、令和4年1月1日から以下が適用されます。

□ 嵩張る書類を電子データに！～帳簿等～

帳簿書類は、7年間（一部の書類は10年間）の保存が必要です。これまで紙での保存が一般的でしたが、令和3年度改正では、従来よりも事前手続・システム要件等が緩和され、電子帳簿の利用による書類の整理が進みそうです。

- ・税務署長による事前承認が不要となります。
- ・システムの概要書、PC・操作説明書の備付け等の要件を満たす帳簿は、電子データのまま保存することが可能となります（税務調査時に帳簿書類の電磁的記録ダウンロードの求めに応じることも要件です）。また、訂正削除の履歴が残る等の要件を満たす信頼性の高い電子帳簿については、事前に税務署への届出をすることで、優遇を受けられます（過少申告加算税の5%軽減、青色申告特別控除の10万円上乘せ）。

□ 多くの事業者に影響が！～受領する請求書等～

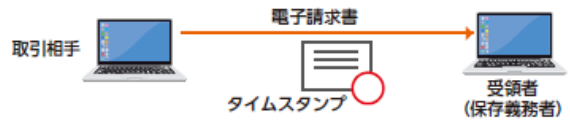


請求書等の書面は、スキャナ保存する場合の要件が緩和されて利用しやすくなります。

- ・税務署長による事前承認が不要となります。
- ・スキャン後に原本の廃棄が可能となります（従来は検査でデータと原本を突合するまで廃棄不可）。
- ・データにはタイムスタンプ（ある時刻にその電子データが存在していたこと、データが改ざんされていないことの証明）の付与が必要とされていましたが、訂正削除の履歴が残るシステムに保存する場合等はタイムスタンプが不要となります。

データ検索が可能なることも要件となっていますが、検索項目を「取引年月日、金額、取引先」に限定するとともに、売上高1,000万円以下の事業者は検索要件が不要となります。

電子データ — 電子取引に係るデータ保存



一方で、メール等の電子取引（電子取引とは、取引に関する注文書・契約書・領収書・見積書等の情報授受を電磁的方法により行うことをいいます）では、紙に出力しての保存が認められなくなります。また、取引データにはタイムスタンプを付与するか、電子データの訂正削除防止について社内規定を整備する必要があります。他にもシステム概要書の備え付けや、取引データについて「取引年月日、金額、取引先」の検索ができることが要件となります。電子メールに請求書等のPDFデータを添付して授受する方法は一般的になってきましたが、このようなケースも電子取引に該当します。メールソフトに添付データをそのまま保存しているだけでは、検索要件を満たすことはできないものと考えられるため、今後は検索機能の有る文書管理システムを導入するなどの対応が必要となってきます。

◇ ◆ ◆ ◆ 押印義務の見直し ◆ ◆ ◆ ◆ ◇

政府の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、令和3年4月1日から税務署長等に提出する税務関係書類について、押印義務が廃止されました（実印や印鑑証明書が求められる手続等は除く）。

	分類	押印
原則	確定申告書など税務関係書類全般	不要
例外	遺産分割協議書 担保提供や物納関係書類など	必要

押印義務がなくなると、代表者が内容を確認しないうちに申告書等が提出されてしまうこともあり得るので、代表者と経理責任者・税理士との確認手続を明確にし、トラブルを未然に防ぐ必要があると思います。

支援金・補助金制度

飲食店には昨年から時短営業要請に伴う協力金の給付が行われていますが、今回はそれ以外の

「一時支援金」と「事業再構築補助金」のご紹介です。なお、以下の記事は4月9日現在の情報を元に執筆しております。最新の情報は経済産業省や中小企業庁のWEBサイト等をご確認ください。 (鶴澤 健太郎)

◆ 一時支援金 ◆



令和3年1月の関東・東海・近畿・福岡に対する緊急事態宣言の影響により売上が減少した事業者へ一時支援金を支給する制度です。申請期限は5月31日迄となっています。

【対象】

緊急事態宣言の影響により令和3年1～3月のいずれかの売上が前年または前々年度同月比50%以上減少している大法人以外の法人若しくは個人

【給付上限額】

法人60万円 個人30万円

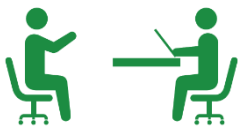
給付対象となる例は、飲食店(時短協力金を受け取っている飲食店は対象外です)、飲食店と取引のある事業者、タクシー・旅行業者等の主に個人向けに商品・サービスを提供する事業者です。



□ 申請の手順

申請の前に登録確認機関から事前確認を受ける必要があります。登録確認機関は一時支援金事務局に登録をした税理士や金融機関等で、申請者の事業実態等の確認を行います。お付き合いのある登録確認機関に事前確認を依頼する場合は必要な書類が一部省略となるなどの手続きが簡略化されます。私ども林事務所も事前確認機関に登録しております。

下記は事前確認・申請に必要な書類です。



- ①本人確認書類(個人)又は登記簿謄本(法人) ②平成31年1～3月及び令和2年1～3月の期間を含む確定申告書の控え ③平成31年1月から対象月(令和3年1～3月のいずれかの月)までの各月の帳簿書類 ④通帳の写し ⑤代表者・申請者本人の自署による宣誓・同意書 ⑥対象月の売上台帳 ⑦平成31年～令和3年の各年1～3月における顧客情報一覧(顧客が事業者でない個人の場合は不要)

事前確認には①～⑤(⑤以外は事前確認手続を簡略化できる場合は省略可能)が、申請には③以外の書類が必要です。

◆ 事業再構築補助金 ◆

個人事業者や中小企業、中堅企業の思い切った事業再構築を支援する補助金制度です。対象となりうる事業再構築の例は「衣料品小売業者が店頭販売からネット販売に業態を転換」「建設業者がキャンプ場を整備し観光事業に参入」等です。公募制のため要件を満たしても審査に通らない可能性があります。初回の公募期限は4月30日迄ですが、今後複数回の公募を実施予定です。詳細は経済産業省のWEBサイト等をご確認ください。



【対象】

- ・申請前直近6ヶ月の内、任意の3ヶ月の合計売上高が前年または前々年度比10%以上減少
- ・事業計画を金融機関や経営革新等支援機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
- ・3～5年後に付加価値額(営業利益に人件費、減価償却費を足した額)または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加の達成

【補助金額と補助率】

- ・補助金額 最大6,000万円
- ・補助率 中小企業2/3 中堅企業1/2

【補助対象経費】

研修費・設備費・建物建設費(購入は対象外)等

上記の通常枠の他、早期の支援枠として最大1,500万円(補助率最大3/4)等の特別枠があります。

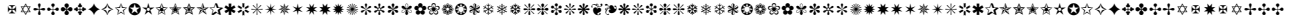
□ 事業再構築とは

事業再構築には、①新製品・サービスで新市場を開拓する「新分野展開」、②既存市場に対する製品製造方法・サービス提供方法を新しくする「業態転換」、③主たる業種を変更する「業種転換」、④主たる事業を変更する「事業転換」、の4類型があります。事業再構築の要件は相当厳しく、ハードルが高いという印象を受けます。例えば新分野展開の場合は単純に新しいだけではダメで、事業者にとって初めての試みである製品等の新規性要件や既存事業と一線を画す設備投資等が要求される他、既存の製品・サービスと競合しない市場の新規性要件や、3～5年後に新製品等の売上高が一定以上の割合になる計画である売上高要件といった複数の要件を満たす必要があります。



国保の仕組み

個人事業主の方等の確定申告手続きをさせていただく中でお聞きするのは、所得税が高いというより、国民健康保険料、介護保険料が「高い」という声です。本当に高いのでしょうか。そこで、今回は、国民健康保険料の仕組みについて調べてみました。（河崎 千恵子）



国民健康保険料の仕組み

日本は国民皆保険制度で、病気やケガをしたときに、その経済的な負担を軽減し、安心して治療が受けられるよう全ての国民が公的医療保険に加入しなければなりません。会社等の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合）または後期高齢者医療制度（75歳以上が対象）に加入している方以外は、市町村が保険者となって運営する「国民健康保険（以下、国保）」に加入することになっています。

国民健康保険料が高いと感じるのは？

1. 国民健康保険料は全額本人負担
会社等の健康保険は、保険料の半分は勤務先が負担しています。国保は保険料の全額を加入者が負担します。会社を退職し、国保へ切り替えた場合、「保険料が高い」と感じる大きな理由の1つです。

2. 保険料は前年の総所得金額から算定
国保料は前年の所得から算定されるため、会社を退職して収入が無くても保険料は前年の所得が反映されます。ただし、当年中の見込所得が前年比10分の7（大阪市の場合）以下となる世帯は、保険料が減免されます。

3. 扶養家族分の保険料が加算される
健康保険は、標準報酬月額に応じて保険料が決まり、扶養家族の人数によって保険料は変動しません。国保は、加入する世帯の所得と扶養家族の人数によって変動し、扶養家族が多いと保険料も高くなります。

国民健康保険料を計算してみよう！
国保料は、医療分・後期高齢者支援金分・介護分からなり、各市町村によって算定基準が異なります。大阪市（令和3年度）の場合の算定方法は下記のとおりです。

① 医療分保険料（全ての世帯にかかる）

平等割 1世帯当たり 27,807円	+	均等割 被保険者数× 25,273円	+	所得割 算定基礎所得金額 ×8.22%	=	年間保険料（最高限度額 63万円）
--------------------------	---	--------------------------	---	---------------------------	---	----------------------

② 後期高齢者支援金分保険料（全ての世帯にかかる）

平等割 1世帯当たり 9,508円	+	均等割 被保険者数× 8,642円	+	所得割 算定基礎所得金額 ×2.90%	=	年間保険料（最高限度額 19万円）
-------------------------	---	-------------------------	---	---------------------------	---	----------------------

③ 介護分保険料（被保険者の中に40歳から64歳（介護保険第2号被保険者）がいる世帯のみにかかる）

平等割 1世帯当たり 2,509円	+	均等割 被保険者数× 14,612円	+	所得割 算定基礎所得金額 ×2.60%	=	年間保険料（最高限度額 17万円）
-------------------------	---	--------------------------	---	---------------------------	---	----------------------

※算定基礎所得金額：前年中総所得金額－43万円（令和3年度）

事例1) フリーターAさん 総所得金額200万円 30歳单身

	平等割	均等割	所得割	保険料計
①医療分	27,807	25,273	129,054	182,134
②後期高齢者支援金分	9,508	8,642	45,530	63,680
計	37,315	33,915	174,584	245,814

年間保険料 245,814円（1か月あたり20,484円）
ちなみに、Aさんが健康保険（協会けんぽ）の加入者の場合、保険料は1か月あたり24,696円となりますが、会社と折半なので12,348円の負担となります。

事例2) 自営業Bさん 総所得金額1千万円 45歳
扶養家族3人（収入無し・妻43歳）

	平等割	均等割	所得割	保険料計
①医療分	27,807	101,092	786,654	630,000
②後期高齢者支援金分	9,508	34,568	277,530	190,000
③介護分	2,509	29,224	248,820	170,000
計	39,824	164,884	1,313,004	990,000

年間保険料 990,000円（1か月あたり82,500円）
年間保険料は計算上1,517,712円ですが、最高限度額990,000円が適用されます。

国民健康保険料は本当に高いのか？
医者にかからない人、家族がある人、最高限度額近くを納付する人など、「高い」と感じる方は多いでしょう。最高限度額99万円に達する総所得金額は、単身者の場合、7,449千円で、総所得金額1億円でも同じです。

国保料は、医療費予測額（窓口負担を除く）から税金で賄われる50%を差し引いた残りで決定されます。医療費の増加に伴い国保料も増えます。そのため最高限度額は年々増加し、平成21年度の69万円から12年間で30万円増加しました。ただ、これは、保険料増加を中間所得層以下に配慮し、高所得層の負担を増やした結果ともいえるのです。



高年齢者雇用安定法

昨年、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(通称「高年齢者雇用安定法」)が改正され、令和3年4月1日から施行されました。令和2年「高年齢者の雇用状況」の統計では、すでに66歳以上まで働ける制度のある企業は全体の33.4%(70歳以上は31.5%)です。人生100年時代を見据え、「生涯現役」で働くためには何が必要となってくるのでしょうか。(砂川 奈津美)



□ 高年齢者雇用安定法とは

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が進む中、働く意欲のある高年齢者(55歳以上)が、その能力を發揮し、活躍できる環境を整備する法律です。1970年に制定され(当時は「中高年齢者等雇用促進法」、年金制度改革や時代の流れに沿ってこれまで改正を重ねてきました。

□ これまでの制度のポイント

まずは、前回までの改正のおさらいです。65歳までの雇用を確保するために、事業主は以下の1~3の義務が課せられています。

1. 60歳未満の定年禁止・・・定年の年齢は就業規則に記載されていますか? 60歳を下回る規定は、法律上無効です。この場合、その事業者には定年の規定はないものとされます(常時使用する労働者が10人未満の事業所は、就業規則の作成義務がないので、労働協約や労働契約にのみ記載することも可能です)。ちなみに、単なる慣行で一定年齢における退職が定着していても、それは法律上の「定年」ではありません。

2. 65歳までの高年齢者雇用確保措置・・・定年年齢を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置の実施義務が課せられています。

- ① 定年制の廃止
- ② 65歳まで定年年齢を引き上げ
- ③ 希望者全員を対象とする※65歳までの継続雇用制度を導入(※については、R7. 3. 31まで一部経過措置あり)

継続雇用制度には、定年で退職とせず引き続き雇用する勤務延長制度と、定年で一旦退職とし新たに雇用契約を結ぶ再雇用制度があり、多くの企業は再雇用制度を導入しています。また、継続雇用制度の対象者については、定年まで雇用した企業だけでなく、当該企業の子会社や関連会社等の特殊関係事業主で雇用することも認められています。

3. 高年齢者が解雇等で離職する場合の措置

事業主には多数離職届の提出や、求職活動支援書(本人希望時)の交付義務、また本人が希望する際は、再就職援助措置を講じるよう努めなければなりません。

□ 今回の改正の概要

従来の65歳までの雇用確保(義務)に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、次の(1)~(5)いずれか※の措置(高年齢者就業確保措置)を講ずる努力義務が新設されました。対象となるのは、65歳までの②の定年年齢上げ、または③の継続雇用制度を導入している企業です。※(1)~(5)複数の措置の組み合わせも可能

- (1) 定年制の廃止
- (2) 70歳までの定年年齢引上げ
- (3) 70歳までの継続雇用制度の導入
(特殊関係事業主に加え他社も可能)
- (4) 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- (5) 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入



- a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
- b. 事業主が委託・出資等した団体の社会貢献事業

高齢者就業確保措置は努力義務ですから、(3)~(5)については、対象者を限定する基準を設けることが可能です。ただし、その場合には労働者の過半数を代表する者等の同意を得ることが望ましいです。

他に、多数離職届や再就職援助措置についても、対象年齢が65歳~70歳未満まで追加されました(努力義務)。

□ 創業支援措置について

上記の(4)及び(5)は、今回新しく設けられた雇用によらない措置であり(創業支援措置)、単独での導入には労働者の過半数を代表する者等の同意が必要です。また、労働関係法令による労働者保護(労災保険など)の適用がありません。労働条件や仕事の責任の程度も同じような場合には、雇用による措置である定年の延長や継続雇用制度等によって就業確保を行うことを検討して下さい。



また、労働関係法令による労働者保護(労災保険など)の適用がありません。労働条件や仕事の責任の程度も同じような場合には、雇用による措置である定年の延長や継続雇用制度等によって就業確保を行うことを検討して下さい。

□ 生涯現役とは?

「生涯現役」とはいえ、中高年になれば何らかの病にかかり、老いを感じてしまう方も多いでしょう。これからの日本が、「老体に鞭打つ」ということではなく、老いも病も温かく受け入れつつ、誰もが誇りを持って働ける社会となって欲しいと強く願います。





寄稿

新型コロナ 「被災者」支援の取り組み

弁護士 島村 美樹 様

コロナ禍が長引いておりますが、皆様はいかがお過ごしでしょうか。以前、シェアリングレターに原稿を載せて頂いたのは、東日本大震災の被災者支援についての記事だったと思います。

今回は、新型コロナという「災害」の被災者支援について書かせて頂きます。

1 大阪弁護士会ホームページ



皆様は、大阪弁護士会のHPをご覧になったことはありますか？弁護士会についてのことだけでなく、色々と役立つ情報も掲載しています。

今ですと、トップページに、新型コロナ電話相談（無料）のお知らせとともに、「支援情報」と「Q&A」のページを設けています。

支援情報のページは、生活に困った方、事業者の方、子育てされている方、学生の方、感染してしまった方という風に、HPをご覧になる方の立場に立って、見やすいように工夫しています。

Q&Aのページも、コロナ版ローン減免制度、労働問題、経営支援、生活が苦しい、借家問題、家族・学校、消費者被害、その他（コロナ差別・給付金不正請求）と各分野に分け、相談の多いご質問について掲載しています。このHPの記事は、災害復興支援委員会、貧困・生活再建問題対策本部等、弁護士会内の各委員会の有志の弁護士が、役割分担して更新しています。

私も携わっていますが、あっという間に自分の番がやってきて、いつもあたふたしています。HPをきちんと更新していくということはこんなに大変なことなのか、と初めて知りました。



大阪弁護士会のHPのコロナ情報は分かりやすい、との声を聞くと苦労が報われた気がします。

2 無料電話相談

HPには、新型コロナ無料電話相談の実施状況も円グラフと表にして掲載しています。

労働者・消費者等の方からの相談は、コロナ版ローン減免制度、休業補償、借金・債務整理、解雇・雇用契約、家賃・住宅ローン、給付金、イベント等のキャンセル、給与減少等が多くかかってきました。



事業者の方からの相談は、融資・助成金・給付金、コロナ版ローン減免制度、契約・取引、休業補償、賃料、個人再生・自己破産、等が多くかかってきました。

3 自然災害債務整理ガイドラインのコロナ特則

最近、コロナ版ローン減免制度の電話相談が多いのですが、皆様はこの制度をご存じでしょうか？

自然災害が発生した場合、住家が損壊するなどし、たくさんの被災者が二重ローンを抱えて困窮する状態に陥ります。その救済のために私的整理のためのガイドラインが策定され、東日本大震災、熊本地震、大阪北部地震などで運用されてきました。



コロナ禍の場合も、たくさんの方々が被害を受ける「災害」と言えますが、ただ、自然災害と異なり、住家が損壊するということはありません。

そこで、従来の自然災害債務整理ガイドラインについて、コロナ特則を策定し、昨年12月1日から適用を開始しています。この制度のメリットは、

- ①信用情報に事故情報として登録されない（いわゆる「ブラックリスト」に載らない。新しいローンを組める可能性がある）
- ②無料で弁護士等の支援が受けられる
- ③保証債務の履行が原則免除される
- ④破産よりも多くの財産（自由財産）を手元に残せる可能性がある
- ⑤方法によっては自宅等の財産を手元に残すこともできる
- ⑥破産せずに債務の減免が受けられる



デメリットとしては、①利用要件があり、全ての対象債権者の同意が必要であるので、債務整理が成立しない可能性がある ②コロナ特則の運用が始まったばかりなので、見通しが立てにくい部分がある ③半年から1年程度の時間を要する、といったことがあります。

詳しくは、HPをクリックしてご覧ください！

大阪弁護士会
鳥籠：法テラス大阪

新型コロナウイルス特設サイト

http://www.osakaben.or.jp/corona/infomation.php

3/8にはMBSラジオ「弁護士の放課後ほな行こか〜」に出演され、震災時の取り組みなどについてお話されました。（編集部）

社福トピックス

会社法改正に伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」）に「補償契約」と「役員等賠償責任保険契約」に関する規定が新設され、同時に当該条文が社会福祉法人に準用されることとなりました（改正社福法45条の22の2 令和3年3月1日施行）。両制度ともに、役員等が損害賠償を過度に恐れて職務の執行が萎縮することを防止する効果や、法人が優秀な人材を確保しやすくなる効果が期待されています。しかし、これらの契約には、法人と役員等の利益が相反する性質がありますので、理事会の決議を必要とする等、適正な運用が求められています。（税理士 林 竜弘）

◆補償契約（一般法118条の2準用）



社会福祉法人（以下「法人」）の理事・監事・会計監査人（以下「役員等」）は、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ又は責任追及に係る請求を受けた場合、これに対処するための様々な費用（A）が発生することがあります。また、役員等による職務執行の結果、損害賠償や和解金の支払のために多額の損失（B）が発生することもあります。このような費用や損失を法人が補償することを約する契約を補償契約といい、内容決定には理事会の決議が必要となります。

（A）に係る費用は「防衛費用」とも言われ、例えば、弁護士費用、その他調査費等が該当します。ただし、通常要する費用の額を超える部分や職務執行に悪意・重過失があった場合は補償対象外とされます。なお、補償契約の内容は法人の個別事情によって異なりますので、慎重な検討が必要です。また、（B）に係る損失の内、補償契約の対象となるのは第三者に対するものに限定されており、法人に対する損害賠償金は含まれません。

◆役員等賠償責任保険契約（一般法118条の3準用）

役員等は、様々な職務執行の局面において責任追及を受けたり、損害賠償請求を受けたりするリスクを負っています。このような損害の発生に備えて、役員等を被保険者として、法人が保険会社と締結する契約を役員等賠償責任保険（以下「役員保険」）といいます。

既に多くの法人で利用されているようですが、今回の改正によって、役員保険の内容は、理事会の決議が必要となりました。保険によって填補される内容は、基本的な項目は保険会社から示されますが、特約を付す場合には個別事情の検討が必要です。

なお経過措置によって、改正法の施行（本年3月1日）前までに締結された保険契約には改正規定は適用されないこととされていますが、保険契約の更新の際には、同一条件の保険や自動更新であっても新旧は別の契約であるため、理事会の承認が必要となります。

明文規定はありませんが、評議員も責任追及される可能性があるため、保険に加入されているようです。

◆役員等（理事・監事・会計監査人）又は評議員の法人又は第三者に対する責任

役員等又は評議員の責任を列举すると、下表のようになります。役員等又は評議員は、その任務を怠ったことによって法人に損害が生じた場合には、損害賠償責任を負います（法45条の20 任務懈怠責任）。法人以外の第三者に対しても、悪意又は重大な過失があったときは、責任追及を受け、場合によっては損害賠償責任を負うことがあります（法45条の21）。また、他の役員等又は評議員が損害賠償責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者となります（法45条の22）。



区分	責任の内容	損害額	責任免除（法45条の22の2で一般法を準用）		評議員	理事	監事	会計監査人	
			総評議員同意要件	総評議員同意を要しない免除					
対法人責任	任務懈怠責任（法45条の20①）	損害額	総評議員の同意により免除可能（一般法112条）	評議員を除き一部免除規定有り（一般法113条から115条）	○	○	○	○	
	理事の忠実義務違反（法45条の16①）				—	○	—	—	
	競業禁止義務（一般法84条①i）	取引によって得た利益を損害額と推定			—	○	—	—	
	利益相反取引（一般法84条①ii・iii）	直接取引			自己のためにした取引 無過失責任（一般法116条1項）	—	○	—	—
		間接取引			第三者のためにした取引	—	○	—	—
対第三者責任	一般の不法行ため責任（民法709条）	損害額	免除規定無し		○	○	○	○	
	社会福祉法上の第三者に対する責任（法45条の21）	損害額			○	○	○	○	



寄稿

混迷するイラク

コスモス法律事務所

弁護士 四宮章夫

1 はじめに

2003年3月20日米国のブッシュ大統領と英国のブレア首相は、イラクが大量破壊兵器を保有しているとして、同国に攻め入り、2003年4月9日にはバグダッドが陥落して、フセイン政権が崩壊し、2003年5月1日ブッシュ大統領は戦争終結を宣言し、米英による占領統治が始まった(以下、この戦争をイラク戦争という)。



戦時中BBC(英国放送協会)は大規模な特報班を送り、大量破壊兵器は発見できなかったと報道した(同班「イラク戦争は終わったか!」河出書房新社2004年参照)が、その真相を知りたいと願っていた私は今般、村瀬健介「イラク戦争以後の混迷の源流」(角川書店2020年)を最後のピースとして得て、それを知ることができた。

2 イラク戦争開戦前夜

ブッシュ大統領は、2001年大統領に選出されると、イラクを悪の枢軸国に加え、翌年4月には、同国を親西欧・世俗主義国家に改造し、イスラエル、トルコを含めた3国を枢軸に据えた新しい中東戦略枢軸の再編を図るために、「イラクの将来プロジェクト」を準備する。

湾岸戦争後イラクの監視を担当していた国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)と国際原子力機関(IAEA)が2003年1月9日に安保理にイラクには国連決議に違反したと疑われるような証拠、痕跡はないと報告したのに対し、同月28日ブッシュ大統領は、イラクが核兵器に利用できる酸化ウラニウム500トンを入力しようとしたと演説したが、CIAは、2002年に英諜報機関が発していたこの情報が間違いであることを知っていた。

米国のパウエル国務長官は同年2月5日安保理でイラクが大量破壊兵器を隠し持っているとして生物兵器工場の写真を提示したが、過去の調査により単なる農業用種子工場に過ぎないことが判明していたし、CIAはドイツ諜報機関から、この情報提供者、通称「カーブポール」は信用できないとの連絡も受けていた。

CIAは同月上旬、ヨルダンでイラク行きコンテナから発見されていたアルミ管を遠心分離器に使用される世界高品質部品であると報告したが、それは2000年既に米国の学者によって、ウラン濃縮用の遠心分離器に

使用できる精度を満たさないことが判明していた。

米・英・スペインは2003年2月24日に国連安保理にイラク武力行使容認決議案を共同提案したが、同月14日既に武装解除の進展を積極的に評価する査察団の報告があり、同月28日と同年3月7日の報告にも、イラクに制裁を加えるべき理由は見出せなかった。

安保理で決議案が否決される見通しとなった同月15日、米、英、スペインは密談により開戦を決定し、同月17日ブッシュ大統領がイラクに最後通告をし、フセイン一族と主要閣僚に48時間以内の国外退去を求めた。

3 イラク戦争の犠牲者

イラク戦争の戦闘行為は21日間で終了したが、その後の混乱の犠牲者を含め、イラク市民らの死者は2017年当時で90万人に達するとの報告がある。

戦争時の米兵の死者は3,490人に過ぎなかったが、2014年米兵の自殺者は年平均8,000人に達しているとの報告があり、戦争に従軍した兵士が受けた心的外傷後ストレス障害(PTSD)は大きく、精神の平衡を失った者はさらに多数に及ぶ(ジョシア・キー「イラク米軍脱走兵真実の告白」合同出版2008年参照)。

4 イラク戦争の真の原因を考える

イラク戦争の原因がイラクからの石油利権の確保にあったとする説や、ブッシュ大統領を代表とするキリスト教原理主義を信奉する特権階級の傲慢さを指摘する説もあるが、私は、ソビエト連邦崩壊により米国の軍事力に対抗できる国や勢力が消失した以上、圧倒的軍事力を生かして、米国が世界の警察として君臨すべきであるとする軍産複合体の野望を背景としたネオコン(新保守主義)の謀略が主原因であったと考える。

1991年湾岸戦争後発覚したイラクによるウラン濃縮を事前に察知できなかったCIAのトラウマがそれを後押しした(C・ダグラス・ラミス「なぜアメリカはこんなに戦争をするのか」晶文社2003年参照)。

5 軍産複合体の野望

ブッシュ大統領は、軍産複合体に関与してきた家系に生まれた。曾祖父は、兵器製造会社バッキー・スティール・キャストイング社を経営、1917年からはワシントンD.C.の連邦軍需産業委員会の委員を努めた。

1997年アメリカの兵器メーカーにより、ネオコンのシンクタンク「アメリカ新世紀プロジェクト」(PNAC)が創設され、ロビイストによる国防関係の議員達への働き



かけが強化され、2001年の9・11同時多発テロの発生を好機として、ブッシュ大統領は、「テロとの戦争」を宣言し、以後は、開戦通告無しで、他国領土内での戦闘行為に及ぶことになる。イスラム過激派に対する対テロ戦争の名目で米国の軍事費も増額された。

軍事需要を満たすための民間軍事会社生まれ、イラク等では、主戦闘以外のあらゆる業務を受託し、戦争現場に労働力と命とを提供した。その一つである世界最大の石油掘削機の販売会社ハリバートン社は、湾岸戦争とイラク戦争で巨額な利益を得、イラク戦後の復興支援事業も受注したが、1995年から2000年まで同社のCEOであったのがディック・チェイニー副大統領であり、彼は同社最大の個人株主でもあった。

1976年設立のシンクタンクの国家安全保障問題ユダヤ研究所(J INSA)は、米国内でイラク戦争を最も強く推進した団体であり、以上の活動を後押しした。

J INSAの顧問でネオコンのリチャード・パールは開戦時の国防政策委員会のメンバーであり、チェイニー副大統領やジョン・ボルトン国連大使、ダグラス・ファイス国防次官もJ INSAの顧問であった。

6 イラク戦争後の統治

米国は開戦前イラク統治を簡単に考えていて、復興人道支援室(ORHA)を設立し、親イスラエルのジェイ・ガーナーを代表としたが、フセインの圧政を支えたバース党やフセイン政権関係者を利用しようとしたこともあって、早期更迭を余儀無くされ、連合国暫定当局(CPA)による統治に代わったが、代表のブレマーによるバース党、国軍の解体により、国内分裂が拡大した。

米国は暫定政権を設立させるため、ネオコンと繋がっていた親イスラエルのアフマド・チャラビにイラク国内諸勢力を纏めさせようと考えていたが、果たせず、結局、親米亡命イラク人組織、二大クルド政党、元バース党员や軍人を母体とする組織や、立憲王政運動の組織の各代表を集めて統治評議会(IIa)を発足させたが、所詮、国内諸勢力を纏めることはできなかった。

米国は、2004年6月30日イラクに主権譲渡するに際し、イブラーヒーム・アル＝ジャアファリーをイラク暫定政権の副大統領や、2005年4月発足のイラク移行政府の首相に任命し、選挙により選出されたジャラル・タラバニを2005年クルド人初のイラク大統領に就任させたが、彼らがイラク全土を統治できたわけではない。

7 混沌状態にあるイラク国民

イラク戦争とその後の混乱状況の中で困窮したイラク国民は、自らが所属する部族を頼って生活を支える他はなく、イラクではイスラム化が急速に進んだ(酒井啓子「イラク戦争と占領」岩波新書2004年参照)。

クルド民族は、1916年5月イギリス・ロシア・フランス間で結ばれた西アジアの旧オスマン帝国領分割に関するサイクス・ピコ協定により、シリア、トルコ、イラン、イラク、アルメニア等にその居住地を分割され、以後独立運動を継続してきた(S. C.ペレティエ「クルド民族」亜紀書房1991年、池内恵「サイクス派＝ピコ協定百年の呪縛」新潮選書2016年参照)。

一方、スンニ派に属する多数派のイスラム教徒は、シーア派を中心とする政治体制に抵抗し、特にスンニ派の一派の過激派組織イスラム国(ISIL)は、激しい掃討による盛衰を繰り返しつつ、今日なお続いている。

他方、シーア派イスラム教徒は、ISILの脅威からのイラク解放に功績のあった人民動員部隊サーイルーン、「改革・復興連合」のシーア派民兵組織(PMU)を基盤とする政党・政治ブロック、さらには、世界中のシーア派イスラム教徒を率いる指導者であるシスターニ師らの下に、各部族が結集している。

最早、イラクは再統合の夢を描くことができない混沌状況の中にある。



8 イラク戦争が遺した負の遺産

インターネット上には、「開戦前、フセイン政権の支配下で人々に言論の自由は無かったが、治安は極めて良かった。かつてのイラクは、違う宗派であっても互いに隣人として仲良く暮らしていた。それが強い不信感を抱え互いにヘイトスピーチを繰り返し、実際に殺し合うようになった。フセインが去った後にもっと厄介な奴ら(＝米軍)が来てしまった。」と現地人が語った旨の報告がある(志葉玲/フリージャーナリスト)。

2011年に米軍が撤退した後、10年を経過し、イラクは未だ再統合の道筋は見えない。

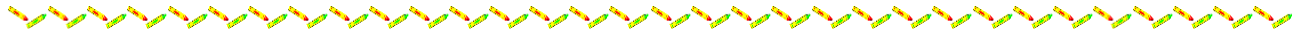
また、シーア派のイランに対抗できたスンニ派のフセイン政権の崩壊により、中近東全体が不安定化してしまったこともイラク戦争が遺した負の遺産である。

既紹介の文献の他に、高遠菜穂子「戦争と平和」講談社2004年、内藤正典「イスラーム戦争の世代」日本放送出版協会2006年も併せ参照されたい。

ひとひと 「藤本先生、突撃訪問！」

税理士 藤本 清一 先生

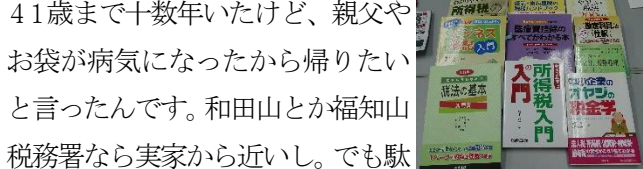
今回は、私ども事務所の事例研究会顧問として長年お世話になっている税理士の藤本清一先生です。大先輩であり、林 幸 とは「ビジネス簿記入門」等の共著で、ご一緒させていただいた同志のような仲。前々からインタビューをお願いしても断られ続けてきました。で、意を決して、突撃訪問！先生は「卑怯やな〜」と苦笑いされながらも、たくさんお話しくださいました。（林 幸・砂川 奈津美）



折しも新刊書の校正中。2日前は徹夜だったとか…

-先生、これまでたくさんのお本を出版されていますよね。

そうやね〜。大蔵省時代から書き始めて…今は年度改訂する本は5, 6冊だけど、それ以外で30冊以上になるかな。「所得税の入門の入門」とか「これならわかる!! 税法の基本」とかね。その他、医療費控除や医科・歯科関係の本とか…。法律は難しいでしょ。これを素人にも易しくわかりやすく…と思ってね〜。大蔵省には、41歳まで十数年いたけど、親父やお袋が病気になったから帰りたいと言ったんです。和田山とか福知山税務署なら実家から近いし。でも駄目だとなつてね。結局、大阪国税局に移ったんです。



-和田山…ということは、お生まれは兵庫県ですか？

兵庫県の与布土村。今は合併して朝来市。僕が生まれたのは戦時中、1939年。あの頃は産め産めという時代。7人兄弟の一番上で、終戦の年は国民学校の1年生だった。1クラス52人。食べ物がなくてね、米の弁当持ってくる子はおらん、サツマイモやね。弁当を持って来れないから運動場を走り回ってるのもいた。20人くらい、内10人は学童疎開の子だった。運動場と言っても芋畑

です。すかんぼやウコギとか食べられるものは何でも食べた…。うちはまだ小作じゃなかったから食べられてたけどね。栄養失調や肺病で死んだのもいた。みじめでしたよ。

-戦争の影響がまだまだ大きかったんですね〜

墓地に何本も白い柱が立って…お隣の家では3人が出兵して3人とも戦死した。未亡人が大勢いましたよ。紙がなかった。教科書も、黒塗りした使い古しのもの。2年生からは教科書としてざら半紙が配られた。1枚30銭。払ってない子の名を先生が黒板の隅に書く。払えない子はいつまでも名前が残る。貧乏で払えないのに「何故そんなことを書くのか〜」と思って見ていた。

-先生は、昔から勉強好きだったんですか？

勉強する時間なんてなかったですよ。中学校行っても、アルバイトばかりやりました。人夫仕事をね。一日大人360円、子供180円、お酒は1升540円だった。道路工事とか、植林。部活する時間もなかったけど、足は速くてね。100m走とか3段跳びとかには駆り出された。履くもの無かったから裸足でね。

-勉強しなくても優秀だった…のでは〜？

数学は得意だった。小学校52人の内、大学行ったのは親が教師の2人だけ。高校に行ったのも10人くらい。親父は苦学して農業学校を出て県の技術員になったから、高校に行かせてくれた。僕もどのみち大学行けないからね。先生には普通科を勧められたけど、早く就職したかったし、商業高校に行った。

ところが、商業高校は全く物足りなくてね。簿記とかそろばんとか文章の書き方とか…実務ばかりで嫌になってね、それで先生に「変わりたい!」って言ったら、編入はできないから、もう一回1年から、と言われて。それじゃ困るから、辛抱して卒業して、商社に就職した。でも商社に入社したのはほとんど大卒。毎日、自転車で配達ばかり。ある日、車輪が電車の軌道に挟まって転んでね…幸い命拾いしたけど。これは続けられんと、2か月で寮から逃亡した。

-え〜。それで、どうしはったんですか？

税務講習所（税務大学校の前身）で一年間勉強して、伊丹税務署に配属。働きながら関西大学の夜間部に行きました。卒業後、大阪府の高校教師や〇〇金属などの上場企業にも合格しましたが、東京の税務大学校の本科へ。オリンピック（1964年）が見たくってね〜。でも見たのはアベベが走るマラソンだけだったけど…(笑)。

本科卒業後大阪国税局協議団本部（現在の審判所）に。当時は反税闘争が激しく、大勢で押しかけてくるのを一人で対応して…後ろで警察が待機、税務署にもよく

デモ隊が押し寄せてきた。そんな時代ですよ～。

そこから、しばらくして大蔵省に異動になった。
-ずっと税務署におられたのではなかったんですね。

税務調査をしたのは実質1年。昔は、おおまかな調査でね。確定申告に向けた事前調査、推計課税でした。半日とか一日訪問して話聞いて「あんたのそこは40万ね」って。当時、帳面つけてる人なんてほとんどいなかった。徴収係の時は、北新地のクラブに、トラック横付けして、テーブルや椅子とか差し押さえした。

所得税は高かった。当時最高税率80%ですよ。今は45.945%ですね。でも実効税率はいくらですか。

所得税の所得金額階層別課税状況（平成29年分）

合計所得階級	合計所得		算出税額 (b)	実効税率 (b)/(a)
	人数	金額(a) 億円		
8百万～1千万円以下	265,450	23,648	2,571	10.9
5千万～3億円以下	46,658	31,474	8,874	28.2
5億～10億円以下	1,071	7,260	1,695	23.3
20億～50億円以下	162	4,770	890	18.6

(出典:「これならわかる!!税法の基本」から一部抜粋)

一番負担率が大きい層は所得が5千万から1億円の人ですね。それ以上になると下がってきて50億円になると実効税率20%を切ります。何故だかわかりますか。所得が多い人は配当や株式、土地譲渡で儲かった人ですよ。それらは分離課税で所得税率15.315%でしょ。

-消費税導入で、その分、直接税が減りましたね。

消費税は、貧乏人にはものすごく負担なんですよ。100万位しか稼いでない人、所得がない人も、消費税を払ってるでしょ。100万全部生活費、100万では暮らせないけどね、内1/10は税金でとられる。所得が1億円の人が1億円生活費を使わないでしょう。

最近、横向きの負担ばかりでね。松下幸之助さん程取らなくていいけど、縦向き(縦向き)の負担、高額所得者の負担をもっと増やさないと…。ここからぼやきが…

コロナの関係だってそうです。持続化給付金の給付額が5.5兆円、給付件数が424万だけど、それだけ対象の事業所があるのか?って話。時短協力金の一日6万の給付も、税務署に皆申告しているんですから、売上に応じて払うことができるはずですよ～。狂ってますよ。何兆円も払うなんて…。消費税率を戻すくらいで良かったんじゃないかと思ってる。ぼやきが続きます…

今は政治主導になっている。行政が口出せない。新しい提案ができない。何が言いたいかと言うと無策だということ。ばらまく金があるんだったら、財団・研究所

とか作ってね、毎年大学院を出た人を一万人ずつ雇ったらいいんですよ。特に理系をね。一万人雇っても一人500万として500億。耳垢にもならん。研究費は企業にも持たせてね、そうしないと、日本はダメになる。

-ところで、阪神大震災の時は大変でしたね～

あの時は、国税局で所得税課長をしてたんだけど、平成7年1月、大震災があって、「司令官がお前だ」って言われてね。震災対策本部の事務局長をやらされた…。

僕が大蔵省の主税局にいた時に上司だった主税局長の小川是さんと審議官の薄井信明さんが、2月の初め頃に現地視察に来られ、その帰り、僕ともう2人が呼ばれて、梅田のおでん屋でいろいろと話してね。翌日から怒涛の法律改正が始まった。「こんな時に税金かけなくていいじゃないか」と。小川さんがおられたからできた。おられなかったら、税金の申告期限を延ばす位でお茶を濁すくらいだったんじゃないかな。一昨年亡くなったけど、ずいぶん尊敬しています。

-当時、国税局に寝泊まりされてたとか…

帰れなかったですよ。国税局にホテル?があつてね(笑)。ガスがないから風呂も入らないし…。ベッドもなく誰が寝たか分からない毛布が臭くてね～参りました。

日経夕刊に『日本で一番疲れた人』の写真があつてね。記者が「あんたでしょう」と持ってきた(笑)。たまたま帰れた日に駅で順番待ちしてたのを写真に撮られてね。

大蔵省時代を思い出しましたよ。大蔵省の時は、秋から3月までは睡眠時間は3,4時間。正月でも家に帰らないから子供とも遊べなかったし、子供の学校も一度も行ってないんです。それが心残りだな～。

-最後の2年間は神戸税務署長をされて…

「責任者だから責任取れ!」「被災した21の税務署を統括しろ」と言われて、神戸税務署長を2年やった。署長室の机が真っ白でね。粉塵が積もってるんです。

でも、言いたいことを言って、神戸税務署長をやって、その後大学教授までよくなれたと思いますよ～。

～これまでで一番うれしかったことは「戦後、戦争にならなかったこと」、一番悲しいのは「自分達のことしか考えない人が増えたこと」と先生。「最近、ぼやいてばかりだ～」とのことですが、もっともっとぼやいていただきたいです!!





寄稿

優生保護法による 「脳性マヒと不妊手術」

脳性まひ者の生活と健康を考える会 古井 正代 様
私は、1952年生まれ。関西で初の障害者解放運動を創設しました。脳性マヒ者の去勢手術を逃れる家庭環境下だったので、3人の子どもを育て、国内外を縦横無尽に、電動車椅子で走りながら社会運動をしています。

＊ 障害を理由にした不妊手術 ＊

障害を理由にした不妊手術は、現在もアメリカのいくつかの州では合法だそうです。実際聞いた話では、たとえ非合法でも闇では、親が連れて行って本人の人権を無視してやっているようです。



私たち脳性マヒ者の仲間の中には「自分で自分の仕末が出来ない者に月経はいらない」と何の説明もされず、介護者の立場だけを優先して、12歳で月経の始まる前に手術されてしまった仲間もいます。彼女は、神戸地裁の原告で、ただひとり本名で闘っている鈴木由美さんです。彼女は、手術される前は座って食事をしていましたが、手術後は身体がだるくて寝たきりになり、30歳頃までは自分で身体を起こせなかったそうです。

日本で最初に本名で「不妊手術をされた」と問題提起した佐々木千津子さんも脳性マヒでしたが、裁判を起こす前に残念ながら亡くなりました。彼女も鈴木由美さんも、教育を受ける権利を奪われ、学校にも行けず、子どもたちの仲間に入ることを拒否され、家から出ることもなく育つことを強要されて育ちました。

＊ 佐々木千津子さんの生い立ち ＊



佐々木千津子さんは、現在の広島市で生まれました。お父さんが、原爆投下直後に降った放射能たっぷりの黒い雨の中、妹さん(千津子さんの叔母さん)を爆心地近くまで探しに行き被ばくされ、その後に生まれたのが千津子さんです。やがて、彼女のお姉さんが何度見合いをしても破談になって、家の中がギクシャクし始めたといいます。破談にばかりなる原因は、「被ばくしたお父さんの子どもに脳性マヒの子どもが出来ているせいだ」と言われ、針のむしろに座らされたようで家に居づらくなったと言っていました。自分さえ家から出て行けば、お姉さんは幸せになれると思い、揉め事がなくなれば家族も幸せになると信じて、家から出て行く決意をしたそうです。

＊ 「あなたのために」の慈悲殺は優生思想の安楽死 ＊

これは彼女の家族へのいたわりや自己犠牲の現れでしょうか？ そのままでは人間としての尊厳はズタズタで、彼女の居場所のない苦しさはどうなるのでしょうか？ あくまで上から目線で、障害者の生存自体を哀れとし、「あなたのために」と慈悲殺におよぶ発想、いわば優生思想の安楽死と同じで救われません。

千津子さんは、教育権を剥奪され、当時は社会性も奪われていたのです。産まれてから小さな家の中に閉じ込められ、その中で「千津子さえいなければ」と責められれば出て行かざるを得ないでしょう。この発想こそが、当時頻繁にマスコミを賑わしていた、親による障害児殺し、そしてマスコミも煽って子殺しの親の滅刑嘆願運動が社会通念とされたことと同じなのです。



＊ 障害者収容施設と不妊手術 ＊



彼女が家を出る当時は、「施設に入るしかない」と思ったそうです。ところが、障害者を収容する施設では、「生理の仕末が自分で出来ない者は入る事が出来ない」「痛くも痒くもない方法がある」と言われ、「それで家から出られるのなら」と思ったそうです。結果、よりによって原爆で大勢の市民が被ばくさせられた広島で、1968年に社会保険広島市民病院がコバルトを健康な卵巣や子宮に何日も当てて被ばくさせたのです。

その後、ホルモンのバランスを崩して体が起こせなくなり、気分が悪いこともあって、寝ていることが多くなると、施設内では「甘えている」と職員や収容されている仲間たちからいじめられ、良いことは何もなかったそうです。彼女の一生は、被ばくさせられたことによって薬づけだったのです。

♡ 障害者解放運動と出会って♡

後に、障害者解放運動と出会い、施設から出てアパート暮らしをして、やっと社会性を身につけることが出来たのです。そして、初めて自分が何をされたかを知り、情けなく憤りを覚えるとともに、優生保護法によって優生思想が蔓延した結果、人権が自分にもあることを知らされないまま、生殖を失った自分の存在を伝えることを、彼女は「一生涯の自分の生きた証」にしました。彼女は手術について、「子どもが出来なくなる、と説明してくれていたら拒否していたのに」と、私たち脳性マヒの仲間が子どもを産んで育てているのを見て、一生悔しがっていました。





寄稿

「車椅子アメフト体験記」

NPO法人ホスピタルフットボール協会副代表
尾関 えり 様

私は運動が苦手です。特に球技全般が苦手。なぜなら思い通りに相手に届かないパスのせいで、常に「ごめん」「ごめん」と言い続けなければならないからです。夫も同じく、これまで割と長く生きてきた中で運動の必要性を全くと言っていいほど感じていなかったはず。その夫がスポーツ用車椅子に乗ってくるくると軽やかに回転しながら、「お母さん、乗ってごらんよ！」とニコニコしながら呼びかけてきます。それでも私は信じていません、車椅子スポーツの可能性を。だって、私は運動が球技が苦手、いえ、嫌いなんですから。

その日は日本で初めて車椅子アメフトを開発した糸賀亨弥氏が主催する障害者スポーツセンターでの定期練習日でした。「誰もが参加できる」新しいスポーツを見学に来ていました。車椅子も障がい者も私にとってはどう反応していいかわからないレベルの理解です。まさか自分が車椅子に乗ってスポーツをするとは思わず、足元は体育館のスリッパ履きです。

半分しかたなく車椅子に座ると、スポーツ用の軽量車椅子は自分自身の体重で動き、軽くホイールを握ると右へ左へ簡単に方向を変えられます。確かに。もしかして。頭で考えるよりも早く、体が思い通りに動くとき心が素早く反応し、自分から新しい動きを試している私があります。「自由だ!」「自由ってこういう“感覚”のことなんだ!」と、不思議なことに「車椅子」という身体の不自由な人が使う道具のおかげで、今までスポーツをするたびに感じてきた不自由から解放されたのです。生まれて初めて味わった不思議な感覚でした。



でも、私にはもうひとつ弱点が。球技などのスポーツをすると「チームプレー」が不得手なことがもろにばれてしまいます。でも、その「チームプレー」こそ、高度に役割が細分化され「ひとりひとりに役割があり」「1プレイごとに(ボールを投げるごとに)作戦を立てることが重要」であるアメリカンフットボールの特徴が最大限に発揮される場所です。

定期練習とはいえ、集まるメンバーはバラバラ。私のように全くの初心者も受け入れつつ、本格的にプレーしたい熟練者もいます。アメフトのプロでも車椅子は慣れていない人もいれば、逆に車椅子ユーザーで例えば車椅子ソフトボールの優秀な選手であってもアメフトのルールには精通していない人もいます。

そんなある意味一期一会の寄せ集めのチームが2時間程度の練習と試合で一人一人の個性を活かしたチームとして機能するようになるのは、糸賀氏の指導者としての腕なのですが、参加者は(つまり私は)気が付くとチームの一員としてプレーできたことが大変うれしく、少し誇らしい気持ちで練習を終えることができました。

さらに、その日の練習が終わり「お疲れさま」と声を掛け合っ解散するときには私はもうひとつの衝撃を受けることになります。そのまま車椅子で帰る人、すくっと立ち上がって自分の足で帰る人。その瞬間まで気が付かなかった、というか、まったく気にならなかったのです。車椅子アメフトをしている間の関係性は障害があるなし、経験があるなし、を超えた究極のフラットな関係だったことにその時気づいたというわけです。

「車椅子アメフト」はオリンピックの影響もあり注目されている「パラスポーツ」とは違うと思っています。もっと言えば「インクルーシブスポーツ」でもない私自身は考えています。障がいのある人を包括するインクルーシブどころか、車椅子を通して新たな可能性を広げていく「エクスクルーシブ」な関係性だと感じています。ですから、車椅子を動かせる年齢なら幼児から高齢者まで、そして様々な背景を持った人達が参加されることで、もっともっと豊かな関係性が築かれます。面白いことに、いつも私達は子どもや障がいのある人が近くにいることで、たくさんのことを学ぶことができます。どうぞ、一度ご自身でこの新しい感覚をお試ください。そして新しい気づきを「シェア」できますように。



車椅子アメフトはヘルメットや防具もなし。安全を最も重視し、参加者が「怖さ」を抱かれないように考えられています。



日本車いすアメリカンフットボール協会



寄稿

人生100年時代の 生き方改革

キャリアコンサルタント 中山 登貴 様

* 理想の在宅介護を目指せた20年 *

21年前、介護職に就いて間もなく、あるデイケアご利用者との出会いから、任意団体を立ち上げました。その後、ボランティア仲間の後押しや、会員さんで要介護高齢者の方の資金援助の申し出があり、NPO法人わき和喜あいあい愛を設立しました。2005年4月のことです。

地域の方々の多くの支援と、私の理想とする介護現場づくりに賛同してくれた素晴らしいスタッフにも恵まれ、理想の在宅介護、地域づくりを目指せました。

様々な方からの奇跡のようなご支援に恵まれましたが、後継者と思っていたスタッフの介護離職の事情と人手不足の社会背景を考え、法人立ち上げ13年で、事業を社会福祉法人に無償譲渡しました。

* キャリアコンサルタント資格取得後 *

事業を行ってきた中で、スタッフの働き方改革、5日連続休暇導入やITを利用した働き方の導入等行ってきましたが、キャリアコンサルタントの援助を受けたいと思うも実現できずに終わりましたので、事業譲渡後、受験してキャリアコンサルタント資格を取得しました。

その後、初任者研修、実務者研修の講師をするようになりさまざまな介護施設に関わるようになりました。中には、人手不足に拍車がかかり、介護保険制度上要求される資格者確保も難しい施設、また、古い建物ではあるけれど、自分が入りたいような素晴らしい介護を行っている施設もありました。が、どちらも共通して感じたことは、人手不足の中スタッフは、心のゆとりやプライベートの時間もなく、メンバーの誰かがここけたら崩れてしまいそうだということです。



* 立派な理念やマニュアルがあっても・・・*

21年前にサービス業から転職し介護に携わった時は、介護の教科書らしい教科書も無かった時で、ケアはひどいものでしたが、会話の中には人間らしい温かさが感じられました。今は、介護の知識、教科書は豊富になり、良い現場も沢山あるとは思いますが、出会った施設は、人手不足で、とりあえず現場を回すのが精一杯。その中で「人への愛情」を何ら感じられない、立派な理念やマニュアルはあるのに悲しい限りのケアが行われていました。



* 介護に携わり見えたことは・・・ *

介護に携わり、見えたことがいくつかあります。

まず、介護に携わったことのない一般の方々の自分の老いの否定(例えば、自分は認知症にならない)です。また、家族に介護が必要になった時の戸惑い。そして介護される人は希望を失い、人生を嘆かれる…etc。

次に、介護の仕事をしている人と一般社会の視点のギャップ。極端な例ですが、えんげ嚥下困難になれば、タピオカドリンクはやめて健康的なスムージーをどうオシャレに作るかではなく、栄養補助食品かペースト食という発想。熱い飲み物は温くする為氷を入れ、結果、味を薄めた状態で提供される。ホテルではお客様の好みを知っていたら、味を損なわず、適温で提供されるはず。

人生の後半が健康であれ、要介護状態であれ、生活を楽めないというのは間違っています。人生100年時代、人生の後半を楽めないとしたら、その当事者が何の準備もせずに「老い」に目を背けているからではないかと思うようになりました。

* 人生後半を自分らしく生きるためのサロン *

私自身も他人事ではありません。人生100年時代、定年が65歳だとすると残りの人生は35年もあるのですから「老い」によって起こることを理解し、自分のありたい姿を見つめ、誰もが人生の後半を安心して楽しめる社会が来ることを願っています。



そこで、「老い」を学びながら、様々な仕事、生活をしてこられた方々と意見、アイデアをシェアし合い、人生後半を自分らしくありたい姿で送るための、サロンの開設準備を、今すすめています。

介護をされている方や介護職の方のキャリアコンサルタントをさせて頂くことで、自己概念に向き合い、後悔しない介護ができる時間をもって貰えることができればと思っています。

また、もし要望があれば、介護現場で働き始めるシニアのための介護研修のお手伝いが出来たらとも考えています。シニアの人たちは、介護が家族や自分自身にとっても他人ごとではなく、真剣に学ぶ姿勢があり、介護現場に思いやり、温かさをもたらしてくれるのではないかと期待しています。



Life Innovation Labo

～人生100年時代の豊からしい人生後半の過ごし方～

<http://www.favor-tokio.com/>

この一年あったこと・思ったこと

未来を創る子育ては社会全体が担うべき

株式会社アイケン 河野 恭子 様
ウィルス禍で世間は喧しいが、少し違う話を。

小さい会社の主戦力は、殆どが30~40代の子育て中の女性。昨年の「一斉休校騒ぎ」のみならず、春は何かと保育所や学校の行事が多く、「お休み」「時間調整」は配偶者がいるにも関わらず、ほぼ100%彼女たちの分担となる。最近でこそ、社会的地位や発言力のある男性が「家事・育児の分担」を経験することで『こんな大変な仕事を女性は黙々とやっていたのか』といった発信もみられるが、忍耐強い日本の女性は全てを淡々と担ってきた。介護もしかり。リベラルを標榜する男性でも実際には妻任せが多い。

10代の頃、男女雇用機会均等法制定に至る経緯を眩しく見ていた身としては、30年以上経った今もジェンダーギャップが放置され、この1年で特に著しい女性の貧困や歯止めのきかない少子化に暗澹たる想いだ。

「未来を創る子育ては社会が担うべき一大事業である」という認識を多くの方と共有したいと望む。

ふるさと♡(祝島)に帰れないコロナ禍

～原発、コロナ、オリンピック～ 岸本 智恵美 様

2020年はコロナ禍で、ふるさとに1年以上帰省していません。高齢者が多い祝島は、帰省を控えてほしいと通達を出し、「島民の命を守るため」と、私たちは帰省を我慢しています。オリンピック年に開催される祭り『神舞』(山口県無形文化財)も、当然延期になりました。

が、高齢化が進む島に4年後の『神舞』を開催する余力があるか心配です。

コロナ禍のもと、昨年11月、中国電力は上関原発建設に向けて、再びボーリング調査を始めようとしてきました。東京電力福島第一原発の事故後、「さすがに原発建設は無理だろう」と思ったのも束の間、10年経てば、あの大事故はなかったかのように原発は再稼働。そして「新設は無い」と菅首相は表明しているのに建設への兆しも出てきました。福島は復興どころか、除染作業、汚染水・汚染土の処理問題、廃炉問題など、気が遠くなる課題が山積みなのに、元首相は「福島はアンダーコントロールだ」といってオリンピックを誘致しました。そして、今感染拡大中にもかかわらず開催ありきで進んで

いる状況を、私は複雑な思いでみています。

柏崎刈羽原発で、故障が放置され代替措置も取られていなかったことが発覚し、3月24日、原子力規制委員会は東京電力に是正措置命令を出しました。「高速増殖炉もんじゅより重大な事案」と、委員長は言っています。コロナや原発の重大な局面に、有効な解決策も取れず、「オリンピックを弾みに明るい未来に向かおう」というのは、私には、どうも無責任に映ってしまいます。原発は、福島や祝島の人たちだけの問題ではなく、みんなの日々の暮らしに関わる問題です。みんなが「当事者意識」をもって一緒に考えることを心から願います。

コロナのために日本での上映がストップしていたフランス人地理学者が作った『地理学者と島』という映画が、先日、4日間だけ先行配信されました。その中の「祝島だけの問題ではなく世界とつながってみんなで解決していかなければ・・・」という彼の言葉に救われました。


コロナ禍で工夫したこと 枚方市 S・M 様



この1年、私なりに工夫したことを書いてみます。


①大阪暮らしなので、コロナウイルス汚染されているかもしれないと、絶えず意識し、気にして生活するようになった。②年末・年始。「年賀状は出さないから」と、親しい方のみ電話をかけ、日頃の感謝を伝えた。先方からきた年賀状だけ葉書を出した(プリントはしておいたから)。③お年玉。先方の親達に前もって確認して「気にしないからO・K」と返事があった。お札は新札ですが、表裏アイロンをかけ、コインはアルコールジェル消毒して受け取ってもらった。④ご先祖様のことで、いつも口うるさい実家の兄が、「帰ってくるな」と。兄が整え、用意してくれた仏壇と、先祖代々のお墓の映像をスマホに送ってくれた。それに手を合わし、子供達にも転送し、お参りして貰った。⑤自宅で基本自粛生活している。生活必需品のみ買って料理し暮らしているから余りおいしくない。しかし時には、ちょっとおいしい魚(鰯の時もある)も食べた。本屋は行かず、図書館で借りる。それをパソコンでアメブロに投稿している。


“いいね”がついたら嬉しい。どこの誰か知らない人の記事も視野が広がるようで楽しい。

再燃不安もあるコロナ、気をつけながら、楽しく、ハメをはずさない程度で、いつまで続くかわからぬこの世の生活を自由に、自分の人生を歩いていきたいと思っています。

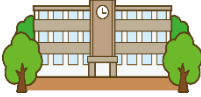
 都構想反対運動に参加して 山田 百合子 様
 昨年行われた二回目の「大阪都構想」住民投票に、賢明なる大阪市民は、僅差ではあるものの再度「反対」の意思を明確にしました。しかしその後、松井市長、吉村知事は「僅差」を理由に、都構想もどきの「広域行政一元化」なる法案を出してきました。住民投票の結果を無視し、地方行政の「大から小」への流れにも逆行するこの法案。但し、巧妙に法律の抜け穴を突いており、法律違反ではありません。大阪維新の会はずる賢いのです。私

 が思う大阪らしい自治を取り戻すためには、やはり
 次回の選挙が大きな転換点になると思います。

ただ、本来の民主主義は「多数決だけど少数意見も尊重しなければならぬ」し、「選挙で決着するものではなく、話し合い、議論が大事」。民主主義、そして大阪市の自治を守る為に必要なのは分断ではなく連帯であり、維新を批判するだけではなく、維新を支持している大阪市民とも繋がっていかなくてはならないのです。これらの事は言うは易く行うは難しなのですが、昨年の都構想反対運動で初めてピラ配りや街宣車に
 乗る経験をした私がたどり着いた結論です。

 コロナ禍と教育現場

四天王寺東高等学校 高野 裕恵 様
 昨年3月に、緊急事態宣言が出された大阪。6月第2週まで一斉休校を余儀なくされた。

その間、いろいろな学校でさまざま
 まな取り組みが行われた。ICT(情報通信技術)教育をうたい文句に重点的に取り込んでいる私立・公立学校では、オンライン授業を充実させ、後を追う他の学校もオンライン化を進めることで、生徒の学習活動に遅れが生じないような努力が試みられた。ZOOMをはじめとした対面授業のためのアプリケーションも充実し、生徒が家においても学習できる環境が整いだした。


そして迎えた今年の2回目の緊急事態宣言。文部科学省も教育委員会も、学校を休校にはせず、安全面、衛生面に留意しながら授業をおこなう方向に舵をとった。4月5月の授業の遅れはかなり痛かったが、夏休み期間を短くし、行事の精選をするなどして、なんとか生徒が学習するべき内容を網羅して学年を終了させ、中学3年生や高校3年生を卒業させることができた。


私が使用していたツールはロイノートスクールアプリで、iPadをもっている生徒と「カード」でやりとりする。

教材プリントがそのまま「カード」として使用できるため、自宅学習日などはプリント課題にして生徒に送信した。生徒が授業に参加しているかどうかの確認もできるため、時間割に合わせた提出箱をアプリ内に設けた。

私は、学校にあるパソコンで生徒の参加と提出を確認して返却送信していただけだった(はず)。だが、期限関わりなく次々と生徒からの課題提出が続いた。点検が終わったなどと思っても、次の生徒が時間差で提出し、その点検がずっと続いた。そうすると他の仕事ができない。学校では、休み時間に質問に来たとしても、次の授業が始まれば、質問は終わる。しかし、カードでのやりとりでは、こちらの状況を生徒は理解できない。質問をしたら直ぐに返事(解説)がもらえるものと思っている。(返却を待っているだろうと私が思ってしまう。)

生徒からの質問や解説の要請に、いつ返事ができるかなど条件をつけ、場合によっては断る勇気(自分で考えなさいと突き放す勇気)を持つことの大切さが身に沁みた。そうでないと自分自身がつぶれてしまう。学校という場以外で生徒と教師のやりとりが簡単にできるICT教育の進歩のすごさと、それを使いこなす人の行動(時間を区切るなど)・考え方(教育方法・教師の役割についてなど)を、勉強する一年になったと思う。

 じゃあこれからどうする?にワクワク

KS経営研究会会長 寺前 靖隆 様
 この一年、全体として、とても刺激的な毎日でした。秋口までは、今思えば、完全に思考を奪われてしまってたなと思います。「いつまで?」「さあ?」「なにを?」「さあ?」そんな感じで、ただただ何かを我慢するしかない日々。それでもGW明けぐらいまでは「よし、世の中が変わる節目やで!チャンス到来!」なんて自分を鼓舞していたのですが…。自分でも気づかぬうちに心が傷んでいたように思います。本当に何も
 手につかなくなっていました。

ようやく自分の状態に気がついて、落ち着きを取り戻し、ゆっくり考えることができるようになりました。考えだすと切りがないのですが、そのうちの一つ。

コロナが収まったとしても、コロナ前と同じ日常には戻らないだろうってこと(例えば、出張はオンラインで代替、テレワークにより家賃の高いオフィス無用等)。じゃあこれからどうする?ワクワクし始めています。





読者の皆様からのお便り

❀シェアリングレター第60号を拝受しました。博愛社の「交流」を読みました。頭が下がります。

四宮弁護士の「鬼ガール!」の話も面白く読みました。特に、一生「弁護士」を天職と信じ、ただただ「間違ったことは言わない」「正義に反する発言を聞いたら、時と場所にこだわらず、堂々と、その非を糾す」と言う姿勢を通しての私としては、同夢の士を得たようで、とても嬉しく感じました。

「Eメールを発明した人を暗殺したい」と時々思います。何しろ出張は激減です。昨年の海外出張は香港とシンガポールだけでした。私のような根っからのガラパゴス生れのゾンビにとってはインターネットを通してのお話はとても厭なのです。人の顔を直視し、感情の籠った言語による表現や質問を聞かないと、その人との間に気持ちの籠った理解のやりとりが出来無いのです。

そういうときに、貴誌などに接すると、職業上「こっちは正しい」と何時も言い通そうとする私の姿勢についての反省も生れて来る、良い刺激になっています。

松尾綜合法律事務所 弁護士 松尾 翼 様

❀いつもながら、中身の濃い御誌を拝読、広い視野と深い読みに敬意を表します。大阪市廃止の問題は、堺市民としては他人事ではありません。他にも、インタビュー記事や皆さんのお声など、専門外の私にも、とても楽しく、考えさせられながら読めて、幸さんの編集の素晴らしさを感じます(Da1 Campo行ってみたいです!)

光行さんの新しい御本は、随所に工夫がされ、少しでも仕事に携わっている人に役に立つようにとの熱い思いが一杯だろうなあと、変わらぬ志を嬉しく思います。

お二方、お仲間と共に、どうか今後ともいいお仕事が続きますように、陰ながら応援しております。

元高津高校教師 升井 久子 様

❀シェアリングレターありがとうございました。泉先生もお元気そうで嬉しいです。私はいつも光行先生の巻頭言と幸先生の“つぶやき”を楽しみにしています。

“強大な権力を持つトップは独善に陥りがち…”全くその通りと、また「経済的な悩みがあっても“人と人とのつながり”があれば幸福になれる」は実感しています。子どもの頃は貧しく親たちは大変でした。でもご近所で支え合い生活していました。

卒業して就職した時赤いショルダーバックをご近所のおばあちゃん(元船場のご寮さんだった方)にプレゼントして頂きました。入社式はほとんどの人が学生服、私は私服でした。隣の娘さんに母が差し上げたのです。貧しかったけれど心豊かな時代でした。

私達の仲間は子供が知的障害を持っているということとつながっていて皆さんに助けて頂きました。

今は個人情報で人間関係が稀薄になってきています。もっともっと支え合いたいと思います。

東大阪市 黒崎 陸子 様

❀ここ10年ほどは新聞を読まなくなり、時事に疎くなっていましたが、大阪都構想の記事は読み応えがありました。11月1日の選挙を私も興味を持って結果を待っています。

「YUKIのつぶやき」の幸福度についても、とても面白かったです。人と人とのつながりが幸福感をもたらす、というのはこのコロナの時期に身に染みて感じました。そして幸さんがお電話してくれて、私を今でも友人に数えていてくれることに心から喜んでます。

東京都 三井 典子 様

❀30年前に大阪港開発技術協会で大変お世話になり、59歳で大阪市を退職後もシェアリングレターをお贈り頂き、巻頭言をはじめ、経営倶楽部、トピックス、KS研究会など、どの記事も私にとって役に立つ記事ばかりでいつも楽しみにして読ませていただいています。

ところで、私は5年前も今も都構想は市民にとってマイナスしかないと言いつつ続けてきました。大阪市がなくなれば、近畿圏の中核都市として担ってきた道路、鉄道、港湾など都市基盤の整備や災害対策など最も大切な都市行政の重要部分を大阪府が行うことになり、特別区は現在の衛星都市と同じく財源も権限もなく大阪府にお願いに行かざるを得ません。将来必ず良くなると予測しているようですが、とても信用できません。政治家は将来に夢を描かないと投票してもらえないので、みんなが喜ぶことばかり言っているように思います。私はこうした状況に憤りを感じています。

そんな中シェアリングレターに大変励まされました。これからもお元気で活躍されるようお祈りしています。

富田林市 大谷 憲一郎 様

多くのお便りを有難うございます。やむを得ず割愛させて頂きましたこと、ここにお詫び申し上げます。

初! 林事務所主催 オンラインセミナー

オンラインセミナーを、初めて林事務所主催で開催しました。アナログな林事務所は、オンラインの波に乗れたのでしょうか? (古谷 史華)

新型コロナウイルスの影響で、世間ではオンラインセミナーが主流となりつつあります。弊社でも昨年夏頃より税理士会などから依頼をいただき、林 光行がオンラインセミナーの講師を務めてきました。

❖ 2021年2月、ついにオンラインセミナー初主催!

本来なら経営倶楽部を予定していた2月13日(土)、Zoomを使ったオンラインセミナーをライブ配信形式で開催しました。第1回目のテーマは『社会福祉法人会計入門講座』。計30名の方にご参加いただきました。第2回目は『役員改選と定時評議員会開催の留意事項講座』を2月27日(土)に開催。計24名の方が参加してください、両セミナーとも講師は弊社所長の林 光行、質疑応答は税理士の林 竜弘が務めました。

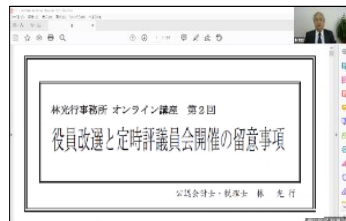


👉 ライブ配信の様子
セミナー用の機材も、カメラ・ピンマイク・照明とどんどん本格的に。会計事務所というより、ユーチューバーもはやYouTuber? (笑)

❖ 運営面から見たメリットとデメリット

メリット 開催に向けた準備は、オンラインで完結できることが多く、作業は減りました。しかし、オンラインセミナーの主催は初めての経験でしたので、ほとんどが一からのスタートでした。でも、Googleが無料で提供しているオンライン上で使用できるグーグルフォームはとても便利! 参加申込みは、このグーグルフォームに入力して頂くだけで参加者名簿が自動的に作成されました。従来の経営倶楽部等では、出欠のお返事をメールやFAX等で頂き手入力した後、2人体制でチェックしていたのです。またアンケートについても、グーグルフォームでオンライン上のアンケートに入力して頂くと意見を自動的に集約・グラフ化。従来の紙のアンケートの配布→参加者が回答記入→回収・手入力で集計、が嘘のようでした。

デメリット 受講料を銀行振込にしたため、ほとんど毎日記帳に行くはめに。今後は、インターネットバンキングを利用し、パソコンで管理できるように改善しようと考えています。



👉 受講画面の一例
右上に林が映り、画面共有された資料が大きく映っています。

講義が始まると、配信アシスタントは、音声のチェックや受講者からの連絡 (Zoomのチャット機能) に対応します。最初は、音声のチェックを怠り、音声が入っていないことに気付くのが遅れたことも。それ以降、すぐ隣で林が話していても必ずヘッドホンを付け、受講者と同じ環境で音声をチェックするようになりました。

❖ オンラインセミナーの難しさ

セミナーでの林は、参加される方一人一人に直接お話しするように努め、『分かりやすくて飽きさせない』セミナーを心掛けているそうです。確かに、会場型セミナーでは、身振り手振りも大きく時折冗談を交えながら、受講者の周りを歩いて話しています。しかし今回それは難しく、どうなるのか心配していました。実際、座って話すと、画面共有している資料を見て話すことで手いっぱい。しかし、受講後のアンケートで「Zoomでの講座は的一对で講義を聴いているようで良く解りました」との感想を頂き、物理的に離れてはいても、近くに感じていただけて嬉しく思いました。直接お会いできなくても、私たちの思いが届いたことに心を打たれました。この先、どんな情勢になったとしても、人と心を通わせることを諦めず、新しいことに挑戦し続ける事務所でありたいと思います。



裏話 職人氣質の林は、直前まで資料作りに熱中して、セミナー当日に突然「今すぐこれを受講者に送りたい!」と言いつつ出ることがあります。今回は、アシスタントの「オンラインでの直前配布は受講者が混乱されます!」という意見の相違で衝突。ただ、『お客様のために』という思いは同じです。共に良いものを創っていくチームとして、支え合い、お互いの考えをより深く理解しあっていきたいと思います。

セミナーの開催状況はホームページでご確認ください!

第106回経営倶楽部のご案内

第106回経営倶楽部は、来る6月19日に 弁護士 松尾 翼(たすく) 先生による御講演を予定していました。先生は、林光行が30歳過ぎの頃から尊敬申し上げていた大先生です。日比谷公園を見下ろす高層ビルに事務所を構え、ポール・マッカートニーやマイルス・デイヴィスの弁護など、世界的に活躍される弁護士先生です。しかし、堅苦しい先生ではありません。林(光行)が若い頃には、中国政府に倒産法立法の手助けに行かれた際のお話や(本当は、ついでに話された文化大革命と中華料理の現状の関係〜北京ダックのお話〜が面白かった)、日本の裏社会のお話まで、へ〜、フーンと目からウロコが20枚くらい落ちそうなお話を楽しく聞かせていただきました。また、折に触れてシェアリングレターの感想を送ってくださいます。先生のお話を聞ける機会を是非とも、楽しみにしてください。

- 講師 松尾総合法律事務所 弁護士 松尾 翼 先生
- 日時/場所 未定 (開催日時等は決まり次第HP及び個別にご案内させていただきます)

※2021年6月19日に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の現状に鑑み、延期させて頂くことになりました。❖ お問い合わせ・案内ご希望は ⇒ TEL 06-6772-7770 / info@share.gr.jp まで

【第44期 よくわかる！経営基礎講座】

於：A¹ワーク創造館 <http://www.adash.or.jp/>

- ☆「事業構想編」令和3年 6月15日～7月13日 18:30～21:00 毎火曜日全5回 (受講料26,950円税込・教材費含)
- ☆「事業計画編」令和3年 7月27日～8月24日 18:30～21:00 毎火曜日全4回 (受講料22,000円税込・教材費含)
- ・事業構想編は、自信を持って独立・開業したい方、事業の見直しをしたい方等を対象に、事業目的、経営戦略の立て方、考え方や経営者にとって必要なスキルを学び、事業概要計画の作成を行います。
- ・事業計画編は、決算書の見方と利益計画の立て方や資金繰り、事業経営に必要な手続き等を学び、資金計画や利益計画を含めた事業計画書作成を行います。簿記会計に馴染みのない方でも楽しく学べます。



◆◆ ご希望の方にお送りさせていただきますので、ご一報ください ◆◆



林事務所では、関与先様宛に ①一般企業様向けと ②社会福祉法人様向けとのニュースをそれぞれメールでお送りしています。お問い合わせ ⇒ sunagawa@share.gr.jp

YUKIのつぶやき

★飲食店の方を始め、4月になれば…との希望を打ち砕くような感染拡大です。昨年2月、初めてクラスターが発生した大阪市北区のライブハウスが気になっていました。毎日新聞(2021.2.21)掲載の社長の話にほっとしました。題して『ウイルスより人間が怖かった』。社長の片山行茂さんは「早く知らせたほうがいい」と決断、店名公表後「表に出て謝れ」「店潰れる」等の電話やメールが数百件殺到。経済的にも追い詰められ、鬱病に。でも絶望の淵から立ち直れたのは「ずっと応援している」等の声。CF(クラウドファンディング)には500万円が集まり、「もう社会から必要とされないのではないかと悩んでいた片山さんは「感動を届ける舞台を作り続けて」とのメッセージに何度も涙したそうです。

「自分がボロボロになるまで傷つけられたのも、励まされて再起できたのも言葉だった」とのこと。何気ない一言で、世界から見放されたように感じる場合があります。でも、たった一人の言葉で救われることもまたあります。

★昔聞いた逸話を思い出しました。旅人がある町にやってくる入口の門にいる老人に「この町はどんな町？」と尋ねます。「(老人)あんたの町は?」「(旅人)ろくな町じゃなかった」「(老人)この町もあんたがいた町と同じだよ」。また別の旅人が同じように老人に聞きます。「(老人)あんなの町は?」「(旅人)素晴らしい町だった」「(老人)ここも素晴らしい町だよ」。それぞれが見る世界は「あなた次第」ということなのだろうと思います。イヤな人だと思っているとイヤなところばかり、素敵な人だと思っていると素敵なところばかりに目が行く。また接し方次第で、相手はイヤな人にも素敵な人にもなる…そういうものだと思うのです。

「世の中は危険だ!」「人は信用できない!」と思うのは、人間の本能だそうです。本能に基づく思い込みで世の中を判断しがちなようです(「ファクトフルネス」日経BS社)。

一人から一人以上に感染するとたちまち鼠算式に感染拡大します。ここはみんなで、明るく元気な声掛け、笑顔の連鎖…etcで免疫力UPを目指しませんか。(幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所
 大阪市天王寺区生玉寺町1-13 サンセットビル
 〒 543-0073 <http://www.share.gr.jp/>
 TEL 06-6772-7770 FAX 06-6772-7740

公認会計士・税理士 林 光行 税 理 士 林 幸
 税理士・中小企業診断士 前田 有太可 税 理 士 林 竜弘
 税 理 士 小林 匠 公 認 会 計 士 草 加 美 香

☆シェアリングレターのモットーは「わかりやすく役に立つ・生の情報と声・気さくでざっくばらん」などです。
 ☆次号は2021年10月発行予定です。ご意見や日頃感じておられることなどお寄せください。⇒ info@share.gr.jp
 ☆購読料をカンパして頂ける方は、林光行事務所の郵便振替口座までお願い致します。⇒口座番号00950-3-14499